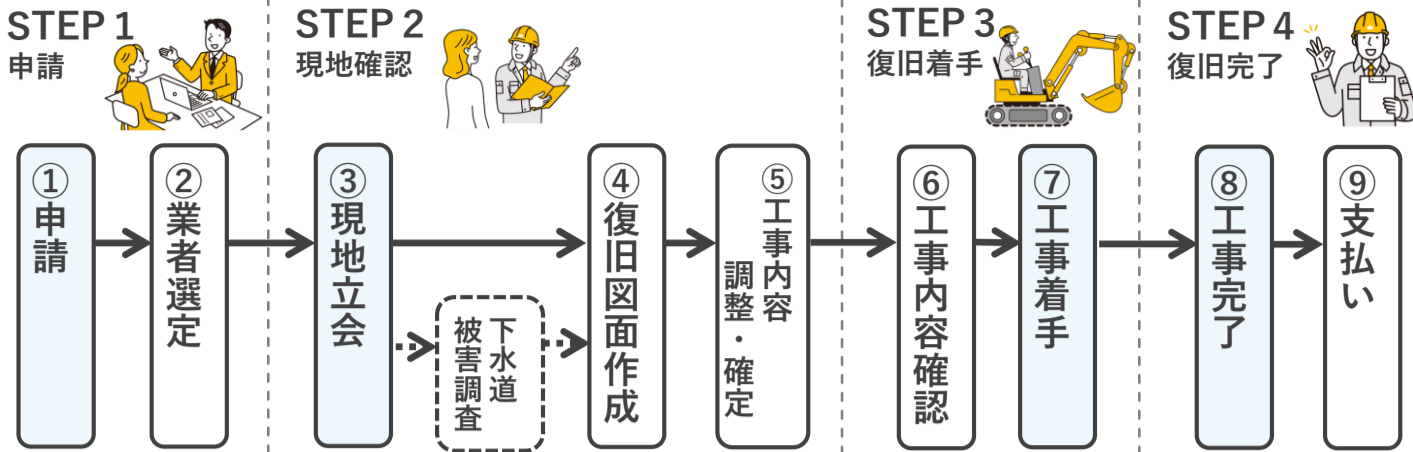


私道災害復旧のお知らせ

私道復旧標準フロー



※(一社)新潟市道路保全協会の協力のもと実施しています。
※工事完了時期は復旧の工事内容によって異なります。

①申請受付 **418**件

③現地立会 **414**件

⑦工事着手 **167**件

⑧工事完了 **94**件



私道の被害でお困りの方へ

- ✓ 令和6年11月18日(月曜)から**最終の申請受付を開始**しました。
- ✓ 申請を希望する方は、**最寄りの区役所建設課**へご相談ください。
- ✓ 申請期限は**令和6年12月27日(金曜)**です。期限までに申請書一式を提出してください。

私道の復旧は
着々と進んでいます！



申請にあたっての 留意事項

- ・本制度の申請受付は、今回で最後となります。申請期間終了後は、「私道等整備助成金(既存制度)」の活用をご検討ください。(相談は各区役所建設課まで)
- ・以下の場合は不認定となる可能性がありますので、申請前にご確認をお願いします。

ケース①

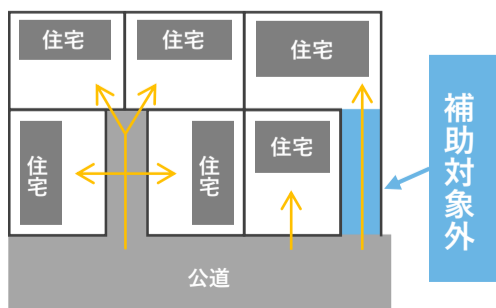
本制度は、能登半島地震により被災した私道の復旧を目的とした特例制度のため、**地震前からの被害や経年劣化による軽微なひび割れ**などが確認できる場合は、**補助対象外**となります。

ケース②

本制度で対象となる幅員は、人や車が自由に通行できる部分です。エアコンの室外機やプランターなどの**私物が置かれている部分を除いた幅員が1.8m未満**の場合は、**補助対象外**となります。

ケース③

一般交通の用に供されている生活道路※1が対象となるため、**1軒の住宅等の出入りのみに利用されている敷地内通路は補助対象外**となります。



※1 不特定の人や車が自由に通行できる状態の道路

地震前から損傷している私道の申請が増えています。あくまで、地震に伴う「特例」の制度です。



? 私道等整備助成金とは

私道等の整備の促進を図り、生活環境の向上に寄与するため、私道等の工事に要した費用に対し助成するものです。詳細は市のホームページをご覧ください。

補助率：助成基準工事費の1/2
対象工事：舗装新設・修繕、側溝新設・修繕等

新潟市

令和6年度能登半島地震に伴う私道災害復旧状況を定期的にお知らせします。

私道災害復旧支援制度

被災した私道の迅速な原形復旧を支援することにより、被災者の負担軽減を図ることを目的とした新潟市独自の特例制度です。

<特徴>

- ・補助対象工事費の10/10を補助(上限額あり)
- ・申請書提出以降の手続きを本市と新潟市道路保全協会が連携して進めることで申請者の負担を軽減

※詳しくは市のホームページをご覧ください。



新潟市 私道災害復旧